

## 1 消防法について

傷病者の心身等の状況（以下「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び当該医療機関における受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行されることとなった。

これにより、都道府県は、既存の医療資源を活用しつつ、地域として、より適切な救急搬送及び受入れを実施するため、消防機関と医療機関等が参画する協議会を設置するとともに、救急搬送及び受入れの実施に関するルールの策定を行うこととなった。

### （1）協議会について

都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定又は変更するに当たっての協議や、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整を行うための協議会を設置する。

協議会の構成メンバーの一例を以下に示す。

#### ① 消防機関の職員

- ・ 代表消防本部
- ・ 政令市等大規模消防本部
- ・ 中～小規模消防本部

等

#### ② 医療機関の管理者又はその指定する医師（救命救急センター長等）

- ・ 救命救急センター、地域中核病院
- ・ 二次救急医療機関
- ・ 小児科、産婦人科、精神科

等

#### ③ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者